

「北海道におけるICTを活用した観光情報等提供モデルの調査検討会」 開催要綱(平成 21 年 12 月 2 日改正)

(下線の部分は改正部分)

1 背景・目的

ICT利活用システムの中でも、情報通信ネットワークを介し、ディスプレイ装置に場所や時間に応じた様々な情報を表示することができる新しいメディアであるデジタルサイネージが注目されている。

デジタルサイネージは、ビジネス利用をはじめ、地域住民や旅行者等への地域の公共・安全等に関する情報提供の有効な手段となることで、ICT利活用による地域活性化の促進が期待される。

本調査検討会では、観光分野は官民共同で取り組むことができることから主たる分野とし、操作が簡便で誰もが利用できるデジタルサイネージとその利活用方策について調査・検討を行い、北海道内がより安心、安全で元気になる地域活性化方策をまとめる。

2 名称

本検討会の名称は、「北海道におけるICTを活用した観光情報等提供モデルの調査検討会」(以下、「検討会」という。)とする。

3 検討事項

- (1) 北海道内の観光の現状 等
- (2) 北海道内のICTインフラ、デジタルサイネージの現状 等
- (3) 観光分野におけるデジタルサイネージの活用方策
- (4) 簡便型デジタルサイネージによる観光情報等提供モデルの実証実験

4 構成・運営

- (1) 検討会は、総務省北海道総合通信局長の検討会として開催する。
- (2) 検討会の構成員は、別紙のとおりとする。
- (3) 検討会には座長及び座長代理を置く。
- (4) 座長は検討会構成員の互選により定め、座長代理は、検討会構成員の中から座長が指名する。
- (5) 検討会は、座長が招集し、主宰する。
- (6) 座長代理は、座長を補佐し、座長が不在のときは、その職務を代行する。
- (7) 検討会は原則公開とする。ただし、検討会の開催に際し、当事者又は第三者の権利、利益や公共の利益を害する恐れがある場合等、座長が必要と認める場合は、その全部又は一部を非公開とする。
- (8) 検討会は、必要があると認めるときは、構成員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

- (9) 座長は、必要に応じて、検討会の下にワーキンググループを置くことができる。
- (10) ワーキンググループの構成員及び運営に必要な事項については、座長が定めるところによる。
- (11) その他、検討会の運営に関し必要な事項は、座長が定めるところによる。

5 開催期間

平成21年10月から平成22年3月末までを目途に開催する。

6 庶務

検討会の庶務は、総務省北海道総合通信局情報通信部電気通信事業課が行う。

附則

本要綱は平成21年10月27日から施行する。

附則

本要綱は平成21年12月2日から施行する。

(別紙)

「北海道におけるＩＣＴを活用した観光情報等提供モデルの調査検討会」
構成員

(敬称略、五十音順)

あかまつ 赤松	いさお 勲	北海道商工会連合会 特別推進局参事
あらい 荒井	いさお 功	札幌市 観光文化局観光コンベンション部長
えんどう 遠藤	よしろう 好朗	伊藤忠テクノソリューションズ株式会社 札幌支店長
かねこ 金子	あつし 敦	社団法人日本ケーブルテレビ連盟北海道支部 支部長
かわひと 川人	まさよし 正善	株式会社北海道新聞社メディア局 次長
こばやし 小林	みのる 稔	国土交通省北海道運輸局 企画観光部長
こんどう 近藤	あつし 敦志	株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ北海道支社 法人営業部長
たまおき 玉置	としはる 俊治	北海道ジェイ・アール・サイバネット株式会社 代表取締役社長
でみつ 出光	ひでや 英哉	北海道 総合政策部科学IT振興局次長
はまだ 濱田	やすゆき 康行	北海道大学大学院 経済学研究科 教授
ふなもと 舟本	ひでお 秀男	株式会社財界さっぽろ 代表取締役社長
ほりぐち 堀口	のりひさ 徳久	社団法人北海道観光振興機構 企画部広報グループ グループマネージャー
もりやま 守山	やすふみ 泰史	社団法人北海道商工会議所連合会 総務部長
やなぎや 柳屋	けい ごと 圭吾	<u>国土交通省北海道開発局 開発監理部次長</u>
やまもと 山本	たかし 孝司	社団法人北海道映像関連事業社協会 会長
わたなべ 渡辺	おさむ 修	北海道放送株式会社 社長室長